



◇◆ 新宿ビズタウンメール 2020年3月26日号



発行：新宿区産業振興課

目次

<1> 産業振興課インフォメーション

- ・「商工業緊急資金（特例）」の実施について
- ・新製品・新サービス開発支援補助金の募集について
- ・中小企業展示会等出展支援補助金(前期)の募集について
- ・新宿ビズタウンニュース(令和2年3月20日号)を発行

<2> その他機関情報

- ・検察審査会から経営者の方へお知らせ
-

<1> 産業振興課インフォメーション

■「商工業緊急資金（特例）」の実施について

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受ける区内中小企業者を支援するために商工業緊急資金（特例）をあっせんし、利子と信用保証料を区が全額補助します。ぜひご利用ください。

【対象】 次の（1）～（4）のいずれも満たしていること

（1）ア 法人は、次の要件をいずれも備えていること

（ア）区内に本店（営業の本拠）があり、区内で同一事業を

引き続き1年以上営業しており、かつ本店登記が登記日から

1年以上区内にあること

(イ) 本店と本店登記が区内の同一所在地にあること

イ 個人は区内に事業所（営業の本拠）があり、区内で同一事業を

引き続き1年以上営業していること

（区内在住1年以上の場合は東京都内の事業所も可）

※ア、イとも1期以上確定申告を行っていて、面談時に納税証明書を

提出できることが条件となります。

(2) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

(3) 住民税、事業税を滞納していないこと（分納は不可）

(4) 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、一時的に売上げの減少等、
業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ資金繰りが必要となること

【貸付限度額】 500万円

【貸付期間】 5年以内（据置期間6か月以内）

【年 利】 2.1%以下（区が全額補助）

【信用保証料】 全額補助

申請方法、必要書類等の詳細は区のホームページをご確認ください。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00011.html

また、日本政策金融公庫でも無利子・無担保の融資を実施しています。

詳細はこちら↓

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

その他、新型コロナウイルス感染症に対する国等の施策についても

区のホームページで随時ご案内しています。

※最新情報については必ず実施機関のホームページ等でご確認ください。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00005.html

■新製品・新サービス開発支援補助金

4月1日(水)から募集を開始します。

新規性・市場性のある製品・サービスの開発事業を実施する場合、その事業に係る経費の一部を助成します。

補助金額：100万円まで/件（補助対象経費の2/3以内）

補助件数：7件程度

対象経費：原材料費/外注費/技術・開発指導費/
直接人件費（ソフトウェア開発のみ）等

募集期間：令和2年4月1日(水)～5月22日(金)

詳細はこちら↓※令和2年度の募集については、4月1日(水)に更新いたします。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000115.html

■中小企業展示会等出展支援補助金(前期)

4月1日(水)から募集を開始します。

販路拡大のため、区内の中小企業が参加する展示会・見本市等に
出展する費用の一部を区が補助します。

対象者：区内中小企業者(全業種が対象)

対象経費：出展小間料及び小間装飾費

補助金額：国内展示会等 1件15万円まで(補助対象経費の2/3以内)

海外展示会等 1件20万円まで(補助対象経費の2/3以内)

募集期間：令和2年4月1日(水)～9月30日(水) ※先着順

申込の詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_001123.html

■新宿ビズタウンニュース(令和2年3月20日号)を発行しました

新宿区の産業振興に関する広報紙「新宿ビズタウンニュース」を

発行しました。是非ご覧ください。

巻頭特集 ” 開発 ” に魅せられて
令和元年度 新宿ものづくりマイスター技の名匠

詳細はこちら↓

http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_biznews.html

〈2〉 その他機関情報

■ 検察審査会から経営者の方へお知らせ

～従業員が審査員に選ばれた場合はご協力をお願いします～

検察審査会とは、検察官が罪を犯した疑いがある者を裁判にかけなかった（不起訴にした）ことのよしあしを審査する機関です。

検察審査会は選挙権を有する20歳以上の方から、くじで選ばれた方々により構成されます。

検察審査員に選ばれた場合には、毎年11月に検察審査会事務局からお知らせ文書が送付されますので、貴社の従業員が選ばれた場合には審査会議の参加につき、ご理解とご協力をお願いします。

詳細はこちら↓

<http://www.courts.go.jp/kensin/>

[問合せ先]

東京第一検察審査会

03-3581-2877

その他新宿区、国や東京都を始めとする各支援機関が行っている代表的な制度をまとめた「新宿区中小企業支援ガイド」もご活用ください。

ガイドはこちら↓

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000252968.pdf>



新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 B I Z 新宿

電話番号：03-3344-0701

FAX 番号：03-3344-0221

インターネットによるお問合せ：

https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko_00001.html

